

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称

秦野市文化会館

2 指定管理者とする団体

(1) 共同企業体名

みんなの文化会館はだのパートナーズ

(2) 代表となる団体

横浜市青葉区荏田西二丁目 1 番 3 号

株式会社タウンニュース社

代表取締役 宇 山 知 成

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 9 月 2 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市文化会館の指定期間の満了に伴い、指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

みんなの文化会館はだのパートナーズの概要について

1 構成員

- (1) 横浜市青葉区荏田西二丁目 1 番 3 号
株式会社タウンニュース社
代表取締役 宇 山 知 成
- (2) 秦野市曾屋 3 4 0 番地の 1
株式会社日動計画
代表取締役 柳 川 和 秀
- (3) 秦野市渋沢一丁目 1 7 番 1 5 号
株式会社サウンドダック
代表取締役 松 尾 貴 弘

2 設立年月日及び事業概要

	構成員及び設立年月日	事業概要
(1)	株式会社タウンニュース社 昭和 5 5 年 8 月 1 日	タウンニュースの発行、各種印刷物の企画・制作・印刷、W e b サイトの企画・運営、地域プロデュース・P P P（公民連携）事業
(2)	株式会社日動計画 昭和 6 0 年 8 月 2 2 日	清掃業、設備管理・測定業務、警備業、土木建築資材販売
(3)	株式会社サウンドダック 昭和 6 1 年 3 月 3 日	劇場舞台管理運営、屋内外での舞台照明音響映像による空間演出、産業資材販売、E C サイト運営、録音編集、メディア製作



令和8年7月13日

秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市文化会館指定管理者選定評価委員会

委員長 篠 原 聡

秦野市文化会館指定管理者候補の選定について（答申）

令和8年7月13日付けFNo. 0・0・6（甲）により諮問のありました
秦野市文化会館指定管理者候補の選定について、秦野市文化会館条例（昭和
54年秦野市条例第24号）第21条第2項の規定に基づき、次のとおり答申
します。

1 指定管理者候補

(1) 共同企業体名

みんなの文化会館はだのパートナーズ

(2) 代表となる団体

ア 所在地

横浜市青葉区荏田西二丁目1番3号

イ 団体名

株式会社タウンニュース社

ウ 代表者氏名

代表取締役 宇山 知成

2 指定管理者候補の次点者

(1) 所在地

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

(2) 団体名

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(3) 代表者氏名

代表取締役 橋本 鉄司

3 選定理由

別紙「秦野市文化会館指定管理者候補選定結果報告書」のとおり

秦 野 市 文 化 会 館
指定管理者候補選定結果報告書

令和 8 年 7 月

秦 野 市 文 化 会 館
指定管理者選定評価委員会

1 選定方法及び選定結果

(1) 選定方法

募集要項に定めた応募資格等を全て満たしている事業者から提出された事業計画書の内容について、あらかじめ定めた審査項目別に秦野市文化会館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、全委員の評点の平均点を基に、選定する方法とした。

(2) 選定結果

別紙「指定管理者選定評価委員会評点集計表」に基づき、慎重かつ公正な審議をした結果、高い評点を獲得した申請団体②みんなの文化会館はだのパートナーズを指定管理者の候補者として、また、申請団体①株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理者候補の次点者として選定した。

申請団体② みんなの文化会館はだのパートナーズ 103.8点

申請団体① 株式会社ケイミックスパブリックビジネス 91.2点

2 選定評価委員会の開催経過

秦野市文化会館の指定管理者候補の選定に当たり、審査を行った。

なお、指定管理者候補の選定に係る選定評価委員会の開催経過は、次のとおりである。

(1) 令和7年度第2回選定評価委員会 令和8年3月27日（金）

正副委員長の選任、募集要項及び仕様書の検討並びに決定

(2) 令和8年度第1回選定評価委員会 令和8年7月13日（月）

指定管理者指定申請者の審査及び指定管理者候補の選定

3 選定までの主な経過

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) 公募開始日 | 令和8年4月15日（水） |
| (2) 現地見学会 | 令和8年5月14日（木） |
| (3) 質問受付期限 | 令和8年5月21日（木） |
| (4) 質問回答期限 | 令和8年6月1日（月） |
| (5) 申請書受付期限 | 令和8年6月19日（金） |
| (6) 第1次審査（書類審査等）は規定の申請数を下回ったため実施なし。 | |
| (7) 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和8年7月13日（月） |

4 募集の趣旨

秦野市文化会館の管理運営業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び秦野市文化会館条例（昭和54年秦野市条例第24号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定に基づき、指定管理者を募集したものである。

5 施設の概要

(1) 名称

秦野市文化会館

(2) 所在地

秦野市平沢82番地

(3) 施設設置目的

秦野市文化会館は、条例第2条の規定のとおり、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための施設として設置している。

6 指定管理者の応募資格

- (1) 応募資格は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たすこととしたものである。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。

エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

キ 現地見学会に参加すること。

(2) グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意することとしたものである。

ア (1)のアからカまでの要件は全ての法人等が、また(1)のキの要件については構成員のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があること。

イ 代表する法人等を定めること。

ウ 単独で応募をした法人等は、この応募において、別のグループの構成員になることはできないこと。

エ 法人等は、この応募において、複数のグループで同時に構成員になることはできないこと。

指定管理者選定評価委員会評点集計表

申請団体①:株式会社ケイミックスパブリックビジネス
申請団体②:みんなの文化会館はだのパートナーズ

1 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請 団体①	申請 団体②
(1) サービスの維持・向上	10 (5×2)	7.6	8
(2) 安全対策、危機管理	10 (5×2)	6.8	7.2
(3) 施設の貸出	5 (5×1)	4	3.4
(4) 施設・レストランススペースの活用	5 (5×1)	3	4
小計 (A)	30	21.4	22.6

2 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請 団体①	申請 団体②
(1) 管理運営の理念、方針	10 (5×2)	7.2	8.8
(2) 施設維持管理	10 (5×2)	7.2	7.2
(3) 組織体制、労務管理	10 (5×2)	6	7.2
(4) 法令遵守・情報セキュリティ・個人情報保護・情報公開	5 (5×1)	3.4	3.4
小計 (B)	35	23.8	26.6

3 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請 団体①	申請 団体②
(1) 収支計画	15 (5×3)	9	10.8
(2) 広報	5 (5×1)	3.4	4.4
(3) 地域連携・地域貢献・地域満足度	10 (5×2)	5.6	8.4
(4) 財務状況	5 (5×1)	3.4	3.6
小計 (C)	35	21.4	27.2

4 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請 団体①	申請 団体②
(1) 文化芸術振興事業（自主事業）の実施方針	15 (5×3)	10.2	12.6
(2) 文化振興事業（自主事業）・賑わいづくりの促進	10 (5×2)	6.8	7.2
(3) 文化芸術振興事業（自主事業）の実施能力	10 (5×2)	7.6	7.6
小計 (D)	35	24.6	27.4

5 合計点数 (A + B + C + D)

合計点数	配点	申請 団体①	申請 団体②
	135	91.2	103.8

※1から4における申請番号①・②の点数は、指定管理者選定評価委員会の委員（5名）の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を示している。

6 選定に係る総括

全委員の評点の平均点を基に総合的に判断した結果、指定管理者候補者を申請団体②に、指定管理者候補者の次点者を申請団体①に選定した。

なお、この審査・選定に当たり、それぞれの申請者に対する意見としては次のとおりである。

【申請団体①】

全国各地の公共文化施設で指定管理者としての豊富な運営実績を有しており、蓄積された確かなノウハウに基づく安定した収支計画や施設管理能力が高く評価された。

文化芸術振興事業の実施方針においては、多様な知見と充実した運営基盤を活かした利用者のサービスの向上、質の高い自主事業に注力する姿勢や、単館の管理にとどまらず周辺エリアを含めた広域的な視点での運営方針が示された。

また、地域貢献の具体策として、施設運営に係る物品等の調達やスタッフの雇用を市内から優先的に行う方針が示された。

さらに、市外から市内へ人を呼び込むことで2万人の集客目標を達成し、その経済波及効果をもって地域へ貢献するというスケールの大きなビジョンが示され、指定管理者としての高い実力と意欲がうかがえた。

【申請団体②】

地元企業3社によるコンソーシアム（共同企業体）という運営体制のもと、地元との連携に基づく強固なネットワークを活かし、地域の方々と共に文化会館を作り上げていくという「未来共創事業」の姿勢が特筆すべき点として高く評価された。

また、収支計画の達成に向け、発行部数100万部を超える自社媒体を活用した強力な広域広報により集客を図るとともに、文化芸術振興事業においても、市民が気軽に参加できる事業と、大規模事業とで広報戦略を明確に分けて展開するきめ細やかなアプローチが示された。

さらに、地域密着型コンソーシアムとしての新しい価値創造として、文化会館を核として周辺地域の店舗（飲食店等）への回遊性を創出し、地域活性化を図るという具体的な提案があった。



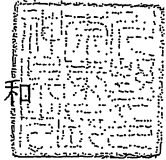
FNo.0・0・6 (甲)

令和8年7月13日

秦野市文化会館指定管理者選定評価委員会

委員長 篠 原 聰 様

秦野市長 高 橋 昌 和



秦野市文化会館指定管理者候補の選定について (諮問)

秦野市文化会館条例 (昭和54年秦野市条例第24号) 第21条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 秦野市文化会館指定管理者候補者の選定について

(※A4 用紙両面 2 枚以内にまとめてください。)

事業計画書（概要版）

1 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

(1) サービスの維持・向上

1. 利用者意見・要望の把握と実現策

利用者サービスの維持・向上のために、そのインプットとなる「利用者意見や要望」の把握と分析は重要な業務であるとしてとらえています。様々な手法により意見や要望を把握し、得られた意見には、素早く対応するとともに、本施設の「サービス向上」のアイディアとして活用します。

1) 具体的な利用者意見・要望把握手法

8 つに代表される手法を活用し利用者（入館者）の意見・要望を把握します。

2) 得られた利用者意見・要望の実現策

様々な手法で把握した利用者要望（利用者及び入館者の声）を、担当の枠を超えて共有・展開する仕組みを作ります。優先順位をつけ、可能な限り実現させていきます。

2. 苦情の防止と対応

「利用者意見・要望」の把握をする際に、併せて把握される「苦情」は、その対応如何で本施設の評価を落としかねない重大な「リスク」であるとしてとらえ、その発生の未然防止に取り組みます。

1) 苦情・トラブルの未然防止策

弊社は、苦情・トラブルの多くは未然に回避が可能であると考えます。苦情・トラブルの未然防止のポイントであるソフト面の向上策やシステム的な対応策を講じることにより、苦情の未然防止、発生可能性の低下に努めます。

2) 苦情への対処方法

さまざまな防止策を講じながらも、苦情が発生してしまった場合は、長期化によるトラブルへの進展を回避します。

3) 苦情の事後管理

苦情を管理運営の質の向上に向けた助言として捉え、ミーティング時などに各事例を有効に活用します。

(2) 安全対策、危機管理

1. 緊急時における安全対策

1) 災害や緊急事態発生への対応

常日頃から全職員が安全に対する意識を高く持ち、利用者の安全確保に努めます。

2) 傷病者対応策

①連絡体制の整備

②救急救命講習の実施

③救急備品の常備と休憩場所の確保

3) 災害や緊急時の連絡体制

あらゆるケースに対応できる連絡体制を整備し、非常時には迅速な情報伝達と緊急対応をいたします。

2. 危機管理

1) 大規模災害時の対応

経験上、災害時には、自治体との災害協定等の如何に関わらず、その施設をよく知る指定管理者が初動を指揮する必要があることを実感しています。また、本施設のように、避難所に指定されていない施設であっても、災害時には公共施設として様々な協力が必要です。

2) 保険の付保について

弊社はトータルな視野でリスクマネジメントを実施します。リスク分担表に分類される指定管理者側のリスクを日常より十分認識し、当該リスクをヘッジするために、万全な内容での保険付保を予定しています。

3. 危機管理の具体策について

「不特定多数が出入りする公共施設においては、利用者の安全が最優先されるべきである」という基本的な考え方に基つき、災害などの緊急時に迅速かつ的確な行動が行えるよう訓練や準備を行い、安全管理対策を徹底します。

(3) 施設の貸出

1. 利用料金の設定

サービスの連続性を考慮し、当面は令和 4 年 4 月 1 日施行の「秦野市文化会館条例」第 6 条の別表に掲載されている額（上限額）を基本に設定されている現行の利用料金体系を全面的に維持します。

2. 基本的な考え方

弊社は、本施設の指定管理者としての業務実施にあたり、既に指定管理者となっている文化施設において実績のある管理運営の仕組みを本施設にも導入し、「コンプライアンス精神」（遵法精神）のもと、関係法令や条例及び施設運営ルール等を遵守し、特定の利用者が有利に予約をとれる等ということのないよう平等利用の確保を大原則として業務にあたります。

3. 施設の貸出に係るサービス向上に係る具体的な施策

- 施策1 休館日の削減
- 施策2 ロビーオープン時間の繰上げ
- 施策3 延長利用等への積極的且つ柔軟な対応
- 施策4 開館時間中のフルサービス体制維持
- 施策5 キャッシュレス決済の推進（施設利用料金・チケット等）
- 施策6 イメージを一新するような施設パンフレットのリニューアル
- 施策7 ホームページのリニューアル
- 施策8 スタッフの「サービス力」の向上
- 施策9 デジタルサイネージの増設

(4) 施設・レストランススペースの活用

1. 施設の利用促進について

弊社は「利用促進」と「サービス向上」は表裏一体のものであると考えており、入場者数や施設利用率を向上させる「利用促進」のための方策と、類似施設における経験とノウハウを凝縮した「サービス向上」のための方策を並行して推進する事こそが重要であり、それによって相乗効果を生み出せてまいります。指定管理者として本施設のVFM向上に向けて、主に下記の日々の運営を通じた利用者拡大策を推進し、利用促進、利用者増加を実現します。

- 方策1 きめの細かい予約管理の実施
- 方策2 民間的な誘致活動・顧客管理の実施
- 方策3 ホール主催者パックの作成・活用

2. レストランススペースの活用

公共文化施設における供食施設は、公演等で来館するお客様の「特別な時間を演出」する役割や、施設利用者の「交流促進」や「文化活動の充実化」につながる効果があります。弊社は、採算だけでは見えない効能を総合的に判断し、施設の「格」を担保するため、さらにはカルチャーパーク全体の活性化とにぎわいの創出のために「有効活用」したいと考えます。弊社グループは、全国各地で公共文化施設付属の飲食店を計 10 店舗にわたり指定管理者業務の一環として経営しており、その経験とノウハウを活かした飲食店舗運営を行います。ホールや諸室との親和性を高め、館内ケータリングの実施など、洒落た「使い勝手の良いカフェ」を目指します。

2 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。

(1) 管理運営の理念、方針

1. 弊社の経営理念と経営方針

平成 29 年に、昭和 28 年創業の長い歴史をもつ企業より分社化して誕生した弊社は、国内でも類を見ない「公共文化施設管理運営の専門企業」として誕生しました。弊社が事業の対象とする公共文化施設は、その地域のランドマークであり、地域住民の思いが詰まった施設です。地域の「誇り」である公共文化施設を管理運営する企業として、地域の皆様に安全・安心な利用環境と最良のサービスを提供すべく、企業活動を行っています。本施設の管理運営においても、これらの理念・方針に基づき、秦野市の文化振興に貢献してまいります。

2. 8つの基本方針

- 基本方針1 平等利用を確保した施設運営の実現
- 基本方針2 自主事業の戦略的な展開
- 基本方針3 地域に根差した管理運営の実現
- 基本方針4 効率的な施設運営の実現
- 基本方針5 質の高いサービスの安定的供給
- 基本方針6 行政と連携した施設運営の実施
- 基本方針7 安全で快適な施設管理の実施
- 基本方針8 環境保護・地域や社会貢献への取組

(2) 施設維持管理

1. 施設及び設備の管理、運転に関する業務（日常点検含む）

1) 建築設備

毎日実施する個別点検、建物設備外観点検など日常に実施する設備の運転・点検並びに補修等保全措置により、設備の状態を常に把握し、適正な状態での設備運転、保守管理を実施します。良好なメンテナンスの実施により、劣化の進行速度を可能な限り下げ、各設備の長寿命化及び修繕・更新費の縮減を目指します。

2) 舞台関連設備

舞台業務における適正人員の配置は、安全の根幹に関わるものと認識し、ホール利用の安全性を確保した上で、稼働状況に合わせて催事内容、演出手法を十分に考慮した適正配置を行います。

2. 施設の清掃に関する業務

日常清掃と定期清掃の計画的実施により常時清潔な環境を維持する清掃業務実施体制を構築していきます。維持管理業務職員の中でも最も来館者と接する機会が多いため、挨拶、身だしなみ等の接遇マナー研修等を念入りに実施します。

3. 施設の保安警備に関する業務

夜間の機械警備と、開館時間中の警備員による巡回を中心に、本施設に最適なセキュリティプランを構築し、施設防犯に努めます。

4. 備品の管理及び保守点検に関する業務

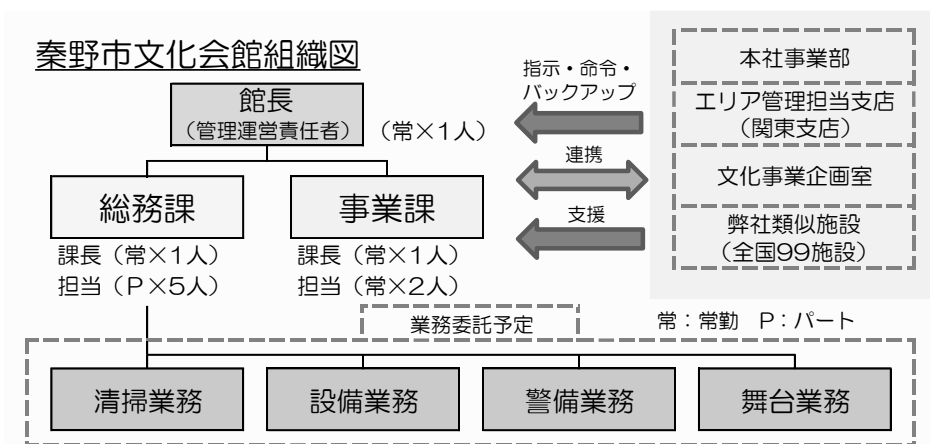
本施設に配備された備品は、市民の税金によって購入、配備されたものであるとの認識の下、基本となる備品管理簿を整備し、適切な備品保守管理業務を実施します。

5. 施設及び設備の大規模改修工事实施に向けたアドバイザリ業務

弊社はコンサル会社ではありませんが、20年間にわたり、100以上の公共施設管理運営経験を持つことから、施設の管理運営者として多くの大規模改修経験を保有しています。そのため、自社の経験はもちろん、舞台会社、ゼネコン等とのネットワークを活用し、全国の改修事例の情報提供が可能です。修繕履歴・劣化状況から、「劣化度」「重要度」「優先度」に基づいた長期修繕計画のご提案も可能です。より使いやすい施設とするため、運営者視点の助言も行います。

(3) 組織体制・労務管理

1. 組織・職員体制について



2. 職員の採用策について

弊社は、秦野市の文化の中心拠点としての本施設が、そのミッションを遂行していくために、最も重要な要素は職員（スタッフ）であると考えています。以下に具体的採用のための各施策を示します。

- 採用策1 地域人材の活用
- 採用策2 現在の職員の皆様に関する提案（再雇用）
- 採用策3 既存人材の活用（社内異動）
- 採用策4 障害者の雇用

3. 職員の研修計画等

弊社は、指定管理者の重要な責務の一つは、施設の運営を安定かつ発展させ、その将来を担う職員を育て引き継いでいくことであると考えます。本施設の運営を改善し、進化させていくために、弊社は「人に対する投資」を惜しみません。本施設では、人材育成方針を策定し、体系的な研修を実施いたします。慣れや惰性を排除するため、研修内容に応じて毎年繰り返し実施します。

(4) 法令遵守・情報セキュリティ・個人情報保護・情報公開

1. 法令遵守に関する考え方

「行政の代行者」とも表現される指定管理者が実施するあらゆる業務は、関連する法令や条例、さらには協定書や仕様書を遵守し履行されなければなりません。弊社では、全ての役員および従業員が企業の社会的責任を自覚し、日常業務を遂行するうえで関係法令等を遵守しています。また、社会倫理に適合した行動を実践することを目標とし、企業活動を行っています。本施設の運営にあたっては、公共施設としての公共性の原則に配慮するとともに、指定管理者制度の自由度を活かし、指定管理を行う民間事業者への期待に応えるべく事業を推進します。

2. 情報セキュリティに関する考え方

弊社は、公の施設の指定管理者として、十分な情報セキュリティ対策を講じることにより、「秘密」情報の漏えいを未然に防ぐことが重要であると考えます。漏えいの防止のためには物理的対策と職員教育の両者が重要であり、特に後者に関しては公の施設の特性から特に強化する事が必要です。

3. 個人情報保護に関する考え方

多くの個人情報を扱う公共施設においては、個人情報の保護管理体制の整備も重要な危機管理のひとつです。主に利用者情報を取り扱う弊社は、JIS Q 15001に基づく個人情報保護マネジメントシステムを構築し、プライバシーマークの認証を受けています。本施設においては、その基準に基づく厳格な個人情報保護管理体制を構築します。

4. 情報公開に関する考え方

指定管理者は施設の管理運営業務を遂行するだけでなく、管理運営を行っていく中で発生する様々な情報について、市民や地域社会に説明責任を果たしていくことが、公共施設の運営に当たる企業の社会的責任として必要と考えます。弊社は、公開を請求する市民の権利を明らかにし、情報公開に関しルールを定めるとともに、公正に情報公開を実施し、市政の推進、市民生活の向上に資することを理解し実践します。

3 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

(1) 収支計画

物価上昇に伴う消費マインドの冷え込みにより利用者の減少が懸念される環境下においても、魅力ある自主事業の展開、各種サービスの向上、および積極的な広報・営業活動を組み合わせることで、安定的な収入確保と増収を目指してまいります。

(2) 広報

本施設の存在感・認知度のアップや施設情報の公平な提供の為、広報活動を重要な戦略であると位置づけ、最終目標を「市民全員に本施設に興味を持っていただくこと」とし、以下に示すような方針のもと、使い勝手の良い施設として様々なメディア・方法を使い積極的にPRします。

方針1 ターゲットをセグメント化

方針2 情報の鮮度と発信タイミングを重視

方針3 周辺地域を意識した広報の実施

方針4 IT技術の有効活用

方針5 資源を有効に活用した戦略的広報

(3) 地域連携・地域貢献・地域満足度

本施設は、秦野市の文化の殿堂であり、その管理運営の経済的規模から地域振興や地域活性化等の「まちづくり」に寄与できるポテンシャルが大変高い施設であると考えます。弊社は、全国で多くの類似施設を管理運営していますが、常に「まちづくり」の観点から公共文化施設の管理運営をとらえています。これまでも、各地域との連携を図り、交流を深めていくことで、その地域に根差した施設管理運営の構築を目指してまいりました。具体的には、購買や雇用における地域への配慮がそれにあたります。弊社は、秦野市という地域の特徴を反映し、他にはない「オンリーワン」の施設をつくっていく上で、市民、地域の各種団体、企業の方々との連携・協働は必要不可欠と考えておりそれを実践します。

(4) 財務状況

直近の売上高は、97億円であり安定的に成長しています。流動比率は直近6期平均142.6%と高く、中でも売掛金の相手先は大部分が自治体のため貸し倒れリスクは極めて小さいのが特徴です。また、内部留保の充実および有利子負債の回避といった経営方針は、公共施設の管理運営事業を意識したもので、事業継続のためには財務安定性が不可欠であるという考えに基づくものです。安定した財務体質および金融機関の万全な支援体制とも相まって、極めて経営安定性の高い企業です。

4 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。

(1) 文化芸術振興事業（自主事業）の実施方針

自主事業のコンセプトとして「はじめよう、文化芸術で誰もが輝くりピーターライフ」を掲げました。これは、「秦野市総合計画はだの2030プラン」で示された都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」とリンクすると共に、市民自らが日常生活の中で繰り返し文化芸術に触れる機会を求める姿を現すものです。バラエティに富んだ内容の公演・イベントの実施に加え、それらが相互に関連を持つ構成とすることで、文化芸術が一過性のイベントではなく、日常生活に自然と溶け込み、市民が本施設と自主事業のリピーターとなることを目指します。

(2) 文化芸術振興事業（自主事業）・賑わいづくりの促進

自主事業は、「鑑賞」「参加」「普及」「育成」「交流」の5つの区分と「その他」の計6種に分類します。6種合計で現状を上回る年間計70事業を計画します。各事業はそれぞれ固有の目的を持ちながら、相互に関連することでより効果を高め、本施設のにぎわいづくりを促進します。

(3) 文化芸術振興事業（自主事業）の実施能力

弊社は、全国各地の公共文化施設において、年間1,500を超える文化事業（自主事業）を展開しており、本施設の設置目的に応じた事業も多数実施しています。これらの事業は、本社に設けた企画部内の「文化事業企画室」という部署の管轄のもと実施されています。「文化事業企画室」には、文化芸術やイベント、社会教育、まちづくりなど各分野に精通する専門性の高い人材が所属しており、各施設の事業企画制作のシンクタンクとして機能しています。この専門性の高い本社職員と地域をよく知る施設職員が協働して事業を企画制作することで、地域性を重視しつつ、質の高い事業を提供することができます。また、当該部署が全国で展開している文化事業の進行管理を行っていることから、様々な事業事例情報が共有され、その経験や実績を水平展開することができます。本施設においてもこの機能を活用し、施設単体では成し得ない、経験と実績に裏付けられた効果的な文化事業を実施してまいります。

申請団体②：みんなの文化会館はだのパートナーズ

(※A4 用紙両面 2 枚以内にまとめてください。)

事業計画書（概要版）

1 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

(1) サービスの維持・向上

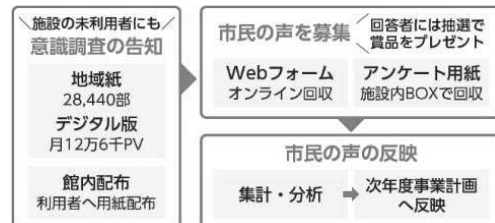
「みんなの声」でつくる、みんなの文化会館（満足度調査と結果の業務への生かし方）

①自社メディアと連動した「市民アンケート」

自社地域紙やデジタル版と連動した「市民アンケート」で、来館されたことのない市民の意見や要望も募ります。

②「みんなの声」は事業計画に反映

ご意見は緊急性や必要性の観点から優先度を判断し、当該年度または次年度以降の計画に反映します。



(2) 安全対策、危機管理

安全対策・危機管理方針

●様々なリスクを想定し、アクシデントの未然防止策を講じます ●日常的な点検活動の徹底により、事故等の未然防止に努めます ●有事の際の行動計画を明確化し、定期的な指導や訓練により定着を図ります

危機管理体制

【管理体制】①内部体制と外部連携体制を構築 【未然防止】②多様なリスク把握 ③日常的な点検活動の徹底 ④警備員の巡回により常時警戒 【行動計画】⑤危機管理マニュアルで行動を明確化 【訓練定着】⑥定期的な指導や訓練 ⑦避難訓練コンサート

(3) 施設の貸出

利用料金は現行価格を踏襲します

市民が利用しやすい「みんなの文化会館」であるために、現行の利用料金を踏襲します。

利用案内は、平等、公正でわかりやすく

●貸館対応では、各種法令を遵守するとともに、公の施設に求められる市民利用の平等・公平を守ります。
●煩雑な公共施設の利用ルールや手続きに則っていただくため、予約から貸し出しまでの流れ、料金体系など、職員が親身に案内。パンフレットやホームページでも、利用ルールなどを分かりやすくデザインしています。

課題解決型のコンシェルジュサポート

①利用打合わせで安心の催事アドバイス

・最適な催事計画への伴走支援 ・使用機材など
舞台プランの提案

②思い描く舞台演出へのサポート

・専門スタッフの手配 ・各種申請への助言 ・時間
外や休館日の仕込みも対応

③演者・スタッフへのおもてなしサービス

・レストランと連動したケータリング・スタッフ弁当

④催事利用者の成功へ 広報・集客支援

・催し物案内、HP、自社地域紙への掲載で応援

(4) 施設・レストランスパースの活用

令和 9 年度からの稼働目標

直近でフル稼働した令和 5 年度の利用実績をベンチマークとし、令和 9 年度から年 2%程度の増を維持、5 年間で計約 10%増の利用拡大を目指します。

稼働目標の達成へ 3つの施策を展開

①新規顧客開拓のための「認知度向上策」②既存顧客の再訪を促す「サービス向上策」③低稼働施設の利用を促す「新規需要創出策」を展開します。

直営レストラン「ふらっと」を継続営業

①文化会館事業との連動の深化 ②会館利用者層を意識した新メニュー ③食も文化だ！レストランから秦野の魅力を発信 ④持続可能なレストラン経営にチャレンジ

目標値	R9年度	
	利用件数	稼働率
大ホール	174件	36.6%
小ホール	172件	38.0%
展示室	174件	47.8%
会議室	497件	25.9%
練習室	654件	23.2%
和室	300件	25.4%
総利用件数	2,733件	
利用料収入	15,938,000円	



2 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。

(1) 管理運営の理念、方針

私たちの運営理念と方針

①【運営理念】合言葉は「みんなの文化会館」

私たちは秦野市文化会館の設置目的「市民の文化向上及び福祉増進」を達成するため、条例・法令を遵守し、利用者にとって公平、平等かつ安心・安全を確保しながら、市の芸術文化振興、賑わい創出の拠点として「みんなの文化会館」を合言葉に、市民とともに創り、育み、未来につなぐ新しい形の施設運営を目指します。

②【運営方針】秦野らしい「市民力」を結集

私たちの運営方針：①サービスの利便性を高め、みんなの創造活動を応援します ②上質な鑑賞機会を提供し、みんなの生活を豊かにします ③出会いや学びの場となり、みんなの地域交流を促進します ④にぎわい創出の拠点となり、みんなの経済を元気にします ⑤秦野市の魅力を掘り起こし、みんなの郷土愛を醸成します

私たちらしい民間的経営の視点やノウハウ

①地域運動型の管理運営ノウハウ（地元文化人材らと連携したコンテンツ展開）②メディア運動型の管理運営ノウハウ（自社メディアと連動した絶え間ないコミュニケーション）③文化会館で積み上げた管理運営ノウハウ

「2050年ゼロカーボンシティ」秦野市と共に目指します

環境保護のため①再エネ電力活用②エネルギー管理の徹底③環境にやさしい消耗品の使用に取り組みます。

(2) 施設維持管理

施設の維持管理方針

①劇場空間らしい快適な環境へ トイレ清掃は最重点項目に

使用頻度や施設特性を押さえた効率・効果的オペレーションを展開。利用者評価を左右するトイレは重点項目

②予防保全に基づく維持管理計画で長寿命化を推進します

舞台機構の大規模改修へのアドバイザー

アドバイザーでは約20年にわたり本会館舞台を操作してきた当舞台技術会社が助言します。

不具合は早期把握、計画的に修繕を実行

修繕は①日常・定期点検による不具合を早期把握、②発見した不具合は施設修繕フローに則り運用、③修繕予算は毎年786万円を計上、未執行分は「市へ返還」する運用とすることで、着実に進めています。

(3) 組織体制、労務管理

コンソーシアムの組織体制 文化会館内の組織体制

現指定管理者である私たちは、地元3社で構成。開館以来築き上げられた運営手法と文化を深く理解し、着実に継承している、専門性の高い人材を適材適所に配置。地元で事業所をもつ強みを生かした本社連携体制で現場をバックアップします。

代表A社▶地域メディア社	構成企業B社▶舞台技術会社	構成企業C社▶ビル管理会社
●事業体事務局・経営管理 ●貸館・広報業務 ●自主事業の企画制作 ●建物設備保守・修繕 ●レストラン運営	●舞台・照明・音響設備等の操作・配置・点検 ●利用者へのコンシェルジュ相談サービス ●大規模改修アドバイザー	●清掃 ●環境衛生測定 ●保安警備

職員が持続的に活躍できる適正雇用

労働関連法令の遵守、各構成企業の規定に基づく適正な労働条件・福利厚生を確保します。

(4) 法令遵守・情報セキュリティ・個人情報保護・情報公開

法令順守への実施体制 情報セキュリティと個人情報保護の体制

【法令遵守】代表企業管理部を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の周知を徹底します

【情報保護】代表企業の情報セキュリティ管理体制、個人情報保護体制に基づき管理監督します

3 情報公開は積極的に取り組みます

情報公開請求は「情報の公開に関する法律」「市情報公開制度」などにに基づき適切に対応します。

3 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

(1) 収支計画

収支計画

収入課目	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	合計(円)
指定管理料	203,003,000	207,318,000	213,316,000	214,392,000	222,145,000	1,060,174,000
施設利用料	15,938,000	16,257,000	16,583,000	16,915,000	17,254,000	82,947,000
飲料販売収入	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000	490,000
自主事業収入	35,655,000	36,955,000	36,955,000	36,955,000	40,355,000	186,875,000
レストラン収入	24,000,000	24,000,000	24,000,000	24,000,000	24,000,000	120,000,000
合 計	278,694,000	284,628,000	290,952,000	292,360,000	303,852,000	1,450,486,000

支出課目	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	合計(円)
人件費	44,187,000	45,483,000	46,818,000	48,194,000	49,611,000	234,293,000
事務費	8,755,000	8,844,000	8,936,000	9,031,000	9,129,000	44,695,000
施設維持管理費	120,177,000	121,096,000	125,859,000	125,659,000	129,495,000	622,286,000
光熱水費	29,478,000	29,478,000	29,478,000	29,478,000	29,478,000	147,390,000
賃借料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	150,000
自主事業経費	40,688,000	44,188,000	44,188,000	44,188,000	50,188,000	223,440,000
その他経費	35,379,000	35,509,000	35,642,000	35,780,000	35,922,000	178,232,000
合 計	278,694,000	284,628,000	290,952,000	292,360,000	303,852,000	1,450,486,000

●収入計画の説明

次期中の利用料収入は、直近フル稼働年度の令和 5 年度実績を基準とし、毎年度 2%程度、5 年間で約 10%の持続的成長を目指します。自主公演でも事業収入を最大化し、経営の自立性を高め、指定管理料上限からの圧縮を図りました。

●支出計画の説明

現行の業務水準を維持し、業者への事前見積もりを基に着実に積算。昨今の物価上昇や賃上げ対応に伴い人件費は年 3%程度の上昇を見込んでいます。また市の求める文化芸術事業の質的向上を図る費用を確保しつつも、支出増は最小限に抑制。

収入増、コスト削減の施策

①自社の強みを生かした収入増の施策

●自社メディア、内製プロモーションによる広報 ●サービス向上による再訪促進 ●全国ツアーのゲネプロ誘致 ●地元企業への営業展開

②コスト削減の取り組み

●マルチスキルで業務最適化 ●人材育成し業務内製化 ●広報物の内製システム ●デジタルシステムによる効率化 ●エネルギー使用の低減

(2) 広報

「施設の利用促進」と「文化芸術の振興」を目的とした広報計画

【施設の利用促進】①自社メディアを活用した異次元の広報 ②本会館文化会館オリジナルメディアによる広報 ③施設間ネットワークによる相互広報連携

【文化芸術の振興】①本会館オリジナルメディア（文化芸術マガジン「丹沢文化通信」、地域紙企画「ハルモニア」）の発行②利用団体やアーティストの文化活動の自社媒体等による広報支援



(3) 地域連携・地域貢献・地域満足度

地域とのパートナーシップ

①地域住民や団体らとの協働プロジェクト

●みんなのアートをみんなに届けるプロジェクト(地元人材連携) ●企業と一緒に文化会館を盛り上げるプロジェクト(企業連携) ●みんなと文化の輪を広げるプロジェクト(アウトリーチ連携)

②市民の雇用、資材調達、再委託

地元事業者である私たちは、本業においても地元事業者との取引や地元雇用が常態化しており、文化会館事業においてもその地域との関係性を基盤に運営しています。

(4) 財務状況

安定した財務状況を背景に、持続的な運営をお約束します

本事業の予算を統括し、そのリスクを負う代表企業は、健全な財務基盤を背景とし、持続的で安定した運営体制をお約束します。自己資本比率 88.2%で無借金経営を続け、財務状況に懸念はありません。

売上高	3,677	百万円	(前年同期比1.6%減)
営業利益	462	百万円	(前年同期比19.8%減)
経常利益	587	百万円	(前年同期比14.4%減)
当期純利益	389	百万円	(前年同期比21.0%減)

4 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。

(1) 文化芸術振興事業(自主事業)の実施方針

私たちの文化技術振興事業の実施方針

実施方針は「Ⅰ.多様で上質な鑑賞機会を提供」「Ⅱ.担い手育成、市民交流に寄与」「Ⅲ.話題性のある公演事業を誘致し、にぎわい創出」「Ⅳ.シビックプライドの醸成」とし、下記①～⑪の事業を展開します。

文化会館で行う市民の文化芸術振興を目的とした事業

①やまなみファミリーコンサート(年4)『音語り(おとがたり)』をコンセプトに展開し、秦野の景観と音楽のイメージを重ね、高名な演奏家を招き、市民の皆様と共に「音のあゆみ」を進める5カ年の物語とします

②山田和樹プロデュース公演 秦野市が世界に誇るマエストロと秦野市をつなぐ場所であるために、次期5カ年の中で、マエストロ自身がタクトを振る特別指揮公演の開催を目指します。

③丹沢音楽祭(年1) 秦野市合唱連盟・秦野市音楽協会との実行委員会形式で共に汗と涙を流した実務経験が私たちの強みです。令和10年度からの4カ年は指定管理料を原資に音楽祭の質的向上を図ります。

市民の文化芸術活動の促進・裾野の拡大を図る事業

④サマーシアター(年1) ⑤文化祭(年1) ⑥次世代の文化人材の育成事業(年6以上)

文化会館の利用促進、普及を目的とした事業

⑦ぶらり鑑賞事業(年24以上) ⑧フェスティバル事業(年4以上)

⑨話題性のあるにぎわい創出事業(年6以上) 【ビジョン1】秦野プライドを生む公演の誘致(山田和樹氏、加藤のぞみ氏、LUNA SEA)、【ビジョン2】市民の感動を生む多様で上質な公演の誘致(オーケストラ、演劇、歌舞伎など)、【ビジョン3】秦野のにぎわいを生む集客力の高い公演の誘致(著名ミュージシャンなど)

その他の事業

⑩会館外事業(年6) ①みんなで丹沢讃歌を歌おうプロジェクト(市合唱連盟と連携した学校へのアウトリーチ事業) ②休館中のアウトリーチ積極展開 ③文化芸術振興・文化会館の宣伝を目的とした広報事業

⑪ネーミングライツパートナーとの連携事業

民間的経営の視点やノウハウ

①持続可能な自主事業とする経営力(小規模な自社ホールを運営してきたノウハウ) ②地域プロモーション力(自社媒体、プロモーションの内製化) ③地域営業ネットワーク力(メディア広告の営業ネットワーク)

幅広い年齢にリーチするラインナップ

文化芸術事業の方針に基づく①～⑪の提案事業は、さまざまな年齢層を想定して計画。毎年度の実施計画では、幅広い年齢層に届く、多様なジャンルの文化芸術プログラムを展開してまいります。

(2) 文化芸術振興事業(自主事業)・賑わいづくりの促進

文化芸術事業の理念目標と数値目標

私たちは、これまで提案した文化芸術事業の実施に当たり、運営方針に基づく理念目標と数値目標を定めます。令和9年度は事業数55、動員目標は12,460人とします。

(3) 文化芸術振興事業(自主事業)の実施能力

事業実施に係る人材、ネットワーク

①これまでの施設運営で蓄積したノウハウ、ネットワーク ②地元アーティストと広げる秦野らしい文化人材の輪 ③自社クリエイターらによる内製プロモーション ④施設間連携による相互支援ネットワーク

私たちの文化芸術事業の実績

●オーケストラや演劇、歌舞伎・・・質の高い舞台芸術の公演実績 ●秦野でのにぎわい創出の実績 ●プロと共演 市民参加型の舞台制作実績 ●地元人材との連携したコンテンツの制作実績 ●前回休館中は65回にのぼるアウトリーチ事業の実績

